

あわら市一般廃棄物処理基本計画

～美しい自然が守られ、安全で安心して暮らせるまち～

令和3年（2021年）3月

福井県あわら市

ごみ処理基本計画

目次

計画策定の趣旨

1	計画の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画対象地域	2
4	計画期間及び目標年度	2
5	計画の構成	3

第1章 ごみ処理の現状

第1節	本市の概要	4
1	人口及び世帯数の推移	4
2	5歳階級別人口	5
3	産業別就業者数	6
4	本市の傾向	6
第2節	ごみ処理の仕組	7
1	ごみ分別	7
2	ごみ処理フロー	8
第3節	ごみ排出量等の推移	9
1	ごみ排出量	9
2	1人1日当たりのごみ排出量	10
3	リサイクル率	11
4	ごみ処理経費	12
第4節	処理体制の現状	13
1	収集運搬の現状	13
2	中間処理施設及び最終処分場の現状	14
3	処理・処分量の実績	15
第5節	現状の分析	16
1	減量化の課題	16
2	リサイクルの課題	16
3	ごみの分別、収集・運搬体制の検討	16

第2章 ごみ処理基本計画

第1節	基本理念・基本方針	17
第2節	計画目標	18
1	計画の目標値	18
第3節	市民・事業者・行政の役割	20
第4節	3+2Rに関する施策	21
1	3+2Rの推進のための普及啓発・環境学習	22
2	リデュース（発生抑制）	24
3	リユース（再使用）	25
4	リサイクル（再生利用）	26
5	リフューズ（持ち込まない）	27
6	リペア（修理して使う）	27
第5節	適正なごみ処理に関する施策	28
1	分別・排出	28
2	収集・運搬	28
3	中間処理	28
4	最終処分	28
5	その他の適正処理対策	28

計画策定の趣旨

1 計画の目的

近年の「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済システムは、豊かで利便性の高い社会生活を創造してきましたが、一方で、地球環境に大きな負荷を与え、身近な廃棄物問題から地球温暖化に代表される地球規模の環境問題にまで発展しています。

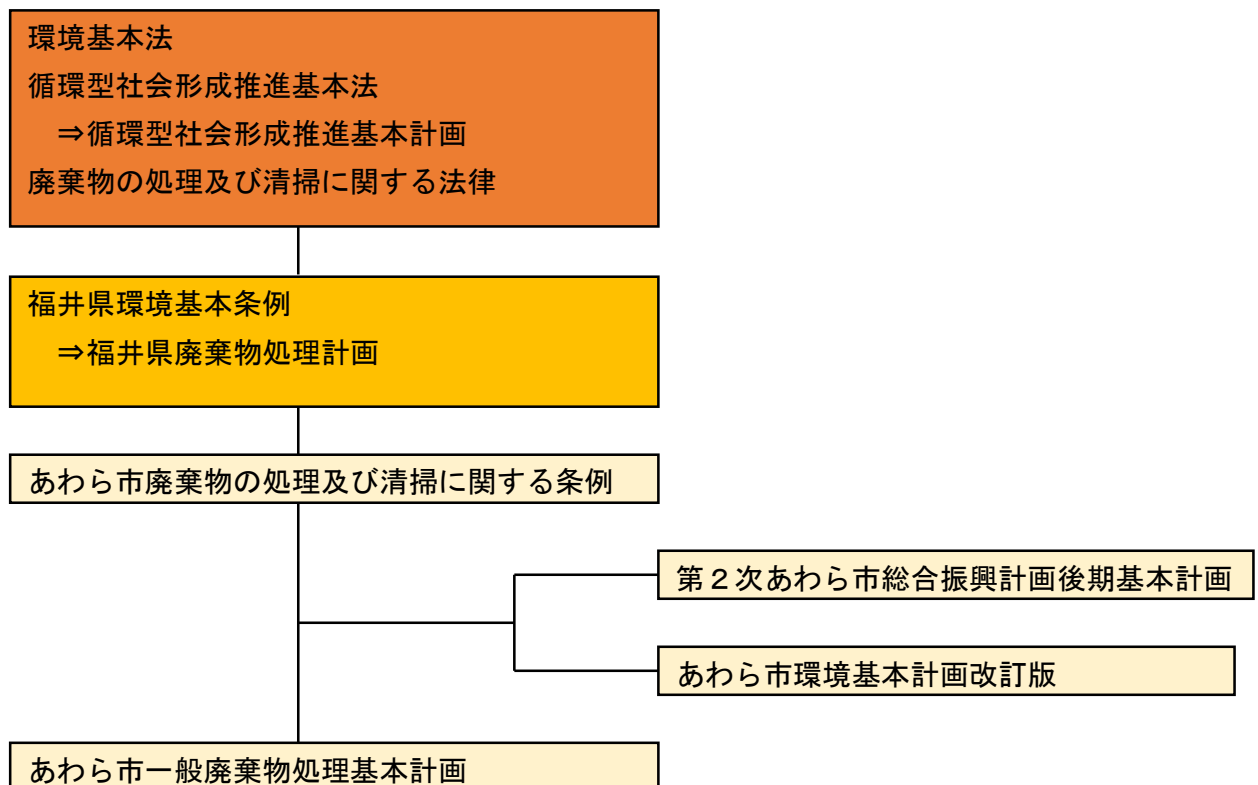
このような状況の中で、国においては「循環型社会形成推進基本法」や「容器包装リサイクル法」をはじめとした各種リサイクル法の制定により、「循環を基調とした最適生産・最適消費・最少廃棄型の経済社会」への転換を進めています。

これを受け、福井県においてもこれまで「福井県廃棄物処理計画」（平成28年3月策定）に基づき、廃棄物の減量化やリサイクルを推進してきました。

本市においては、「第2次あわら市総合振興計画後期基本計画」や「あわら市環境基本計画改定」により、「豊かな自然の中に産業と文化が生きづくまち あわら」を目指し、ごみの減量化とリサイクルを推進するために、市民・事業者・行政の三者が共働して、資源循環のまちづくりを構築する計画を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、国及び福井県の計画、本市の上位計画である「第2次あわら市総合振興計画後期基本計画」及び「あわら市環境基本計画改訂版」との整合を図り策定するものであり、一般廃棄物の発生・排出抑制、減量化、資源化並びに適正処理に関し、長期的、総合的な方向性を示したものとします。



3 計画対象地域

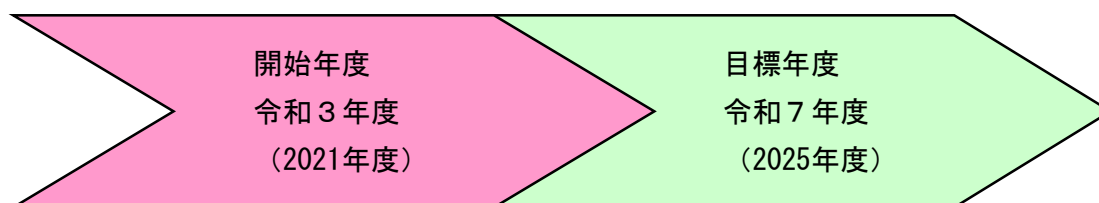
本計画は、あわら市全域を対象とします。

4 計画期間及び目標年度

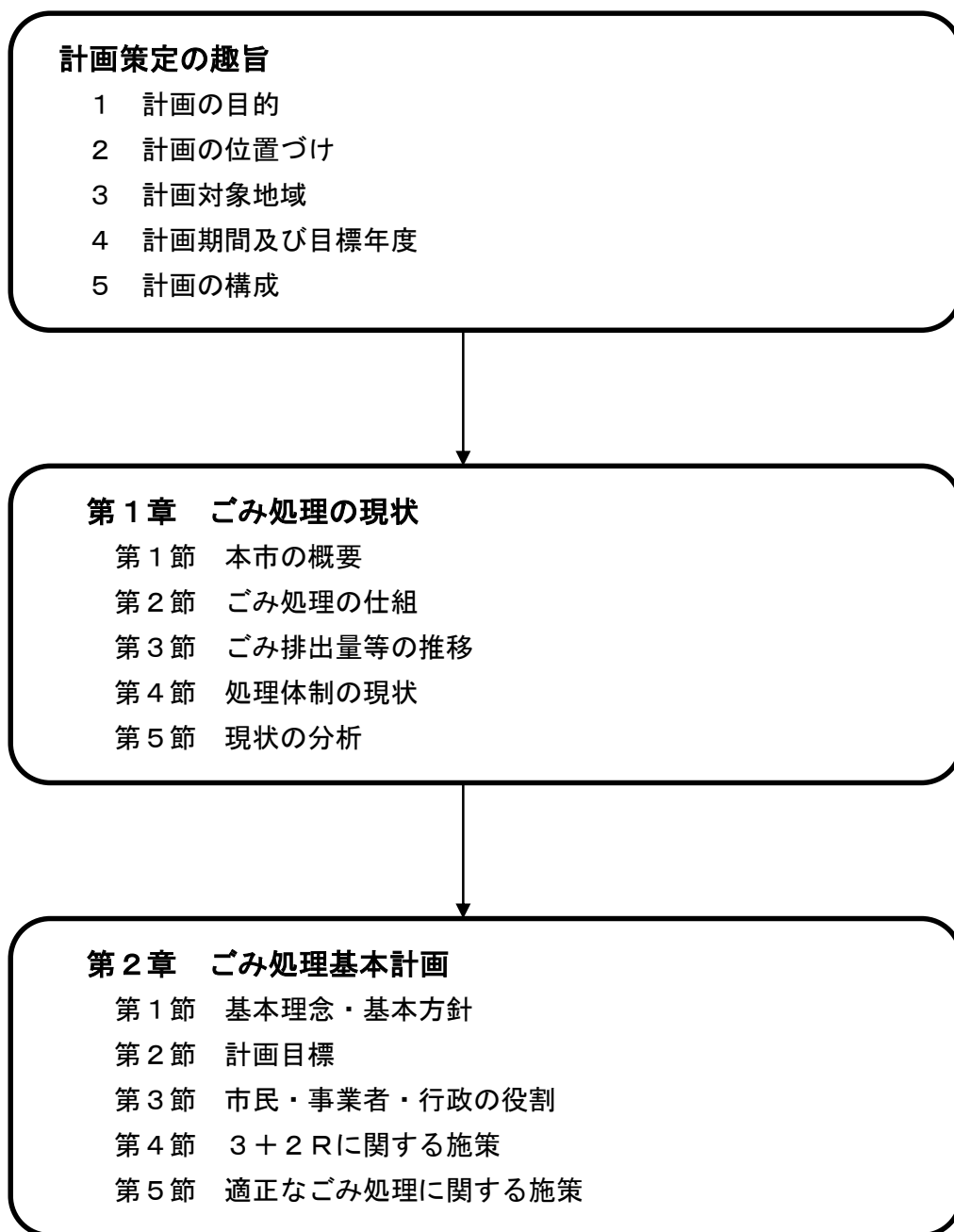
計画期間は、「第2次あわら市総合振興計画後期基本計画」との整合性を図るため、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までとします。

開始年度は、令和3年度（2021年度）とし、目標年度は令和7年度（2025年度）とします。

なお、本計画は、概ね5年ごとに改定するほか、本市を取り巻く社会経済状況の大きな変化や新たな環境問題等、予期し得ない変化が生じた場合は、柔軟に見直しを行います。



5 計画の構成



第1章 ごみ処理の現状

第1節 本市の概要

1 人口及び世帯数の推移

本市における平成27年度から令和2年度までの人口及び世帯数の推移を表1-1及び図1-1に示します。

人口は減少傾向となっており、この5年間に約5%（1,455人）の人口減となっていますが、世帯数に関しては、約2%（212世帯）の増となっています。

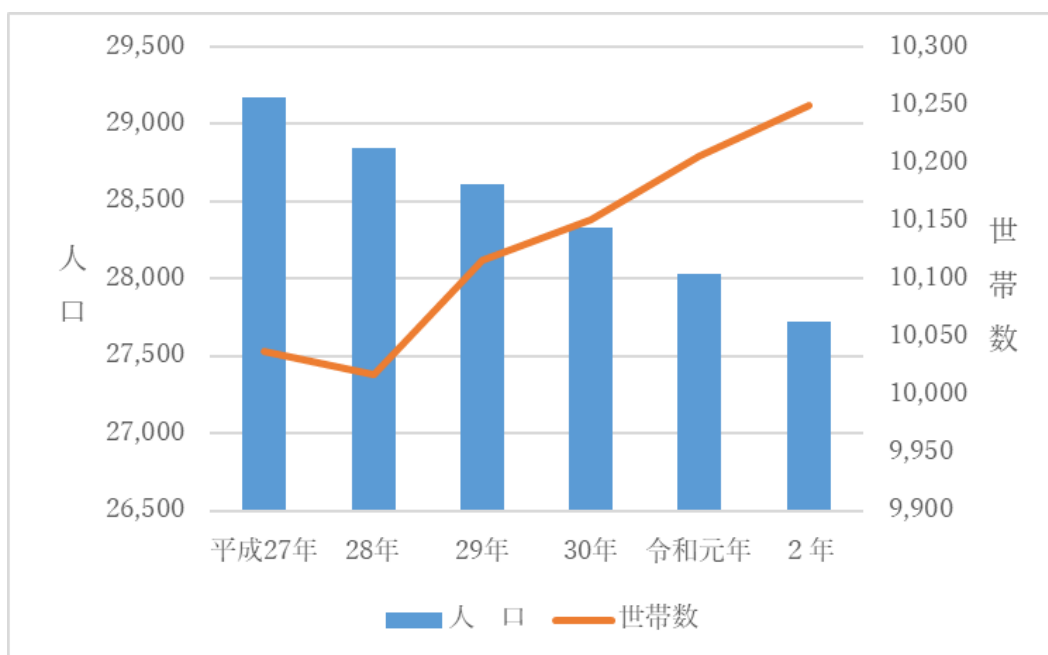
世帯人員が2.91人/世帯から2.70人/世帯に減少していることから、核家族化が進んでいることがうかがえます。

表 1-1 人口及び世帯数の推移

年 度	人 口			世 帯 数	世帯人員
	総数	男	女		(人/世帯)
平成27年	29,176	13,811	15,365	10,037	2.91
28年	28,841	13,640	15,201	10,018	2.88
29年	28,608	13,526	15,082	10,116	2.83
30年	28,332	13,411	14,921	10,151	2.79
令和元年	28,028	13,290	14,738	10,206	2.75
2年	27,721	13,183	14,538	10,249	2.70
5年間	▲ 1,455	▲ 628	▲ 827	212	▲ 0.21

資料：あわら市人口統計【毎年10月1日の人口・世帯】

図 1-1 人口及び世帯数の推移



2 5歳階級別人口

本市における5歳階級別人口を表1-2及び図1-2に示します。

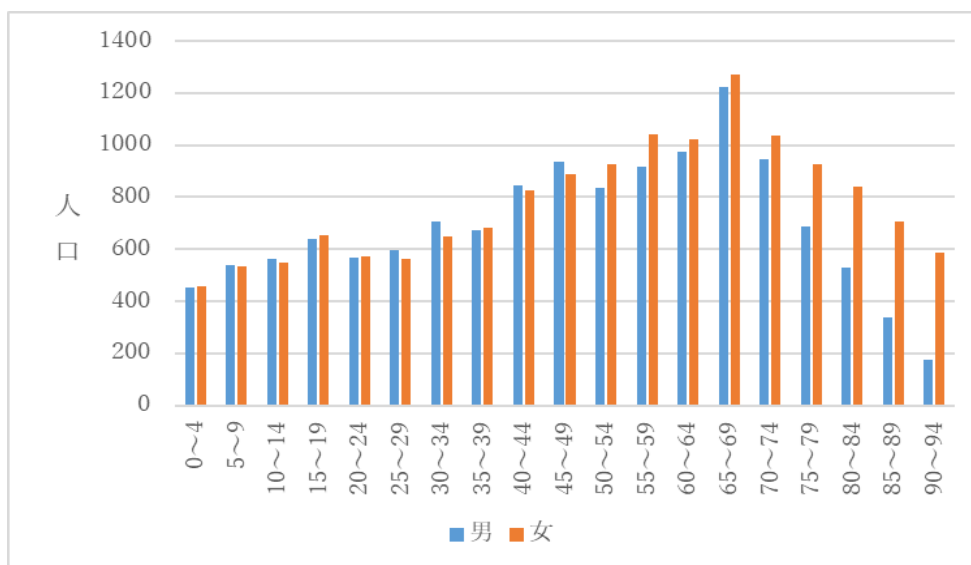
階級構成をみると、男女とも60～64歳階級が最も多く、次いで55～59歳階級及び65～69歳階級が多くなっており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

表 1-2 5歳階級別人口

区分	年齢	男		女	
年少人口	0～4	455	1,559	460	1,542
	5～9	541		535	
	10～14	563		547	
生産年齢人口	15～19	639	7,682	653	7,821
	20～24	567		571	
	25～29	596		565	
	30～34	704		647	
	35～39	671		684	
	40～44	846		825	
	45～49	935		888	
	50～54	833		925	
	55～59	916		1,040	
	60～64	975		1,023	
老年人口	65～69	1,224	3,898	1,272	5,361
	70～74	945		1,034	
	75～79	685		928	
	80～84	527		838	
	85～89	340		704	
	90～94	177		585	
総数		13,153		14,727	

資料：福井県統計年鑑【平成30年10月1日人口】

図 1-2 5歳階級別人口



3 産業別就業者数

本市における産業別就業人口・従業人を表1-3に示します。

本市は海・山・川といった自然に恵まれた場所であるため、第1次産業、第2次産業が活発です。

兼業として、農業等の1次産業に携わっている人数も多いと予想されます。

表 1-3 産業別就業人口・従業人

区分	産業(大分類)	就業人口(人)		就従比率	
		A	B	B/A	
第1次産業	農業, 林業	917	954	1.04	1.03
	漁業	6	1	0	
第2次産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	2	2.00	1.11
	建設業	1,032	821	0.80	
	製造業	3,678	4,418	1.20	
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	50	18	0.36	0.89
	情報通信業	208	33	0.16	
	運輸業, 郵便業	654	583	0.89	
	卸売業, 小売業	2,070	1,853	0.90	
	金融業, 保険業	314	155	0.49	
	不動産業, 物品賃貸業	90	35	0.39	
	学術研究, 専門・技術サービス業	322	177	0.55	
	宿泊業, 飲食サービス業	1,238	1,460	1.18	
	生活関連サービス業, 娯楽業	593	568	0.96	
	教育, 学習支援業	685	561	0.82	
	医療, 福祉	1,697	1,686	0.99	
	複合サービス事業	232	191	0.82	
	サービス業(他に分類されないもの)	699	622	0.89	
	公務(他に分類されるものを除く)	493	365	0.74	
分類不能の産業	153	150	0.98	0.98	
合計		15,132	14,653	0.97	0.97

出典：国勢調査(2015年(平成27年))

就業人口：あわら市に常住する就業者の総数

従業人口：あわら市で従業している人の総数

就従比率：従業人口を就業人口で除して得た割合。1を上回る場合は近隣市町の労働力を吸収している活発な産業活動をしているとみなされる。

4 本市の傾向

- ・人口は減少していますが、世帯は増加し、核家族化が進んでいます。
- ・出生者の減少により、少子高齢化が進んでいます。
- ・第1次、2次産業は活発ですが、第3次産業は衰退傾向にあります。

第2節 ごみ処理の仕組

1 ごみ分別

本市におけるごみの分別表を表2-1に示します。

本市のごみは、月・木曜日、火・金曜日の“燃やせるごみ”、第2・4水曜日の“びん・缶・ペットボトル”、第1・3・5水曜日の“燃やせないごみ・プラスチック製容器包装”、集団回収の“新聞・ダンボール・雑誌・雑がみ”の19分別として分別収集をしています。

なお、粗大ごみ（長さ1m、重さ20kgを超えるもの）は、自己搬入としています。また、金属性粗大ごみについては、地区の指定場所で年1回収集しています。

表 2-1 ごみの分別表

大区分	小 区 分	収集回数	排出方法	収集場所	
可燃	燃やせるごみ	2回／週	指定袋	ステーション	
不燃	燃やせないごみ	2～3回／月	指定袋	ステーション	
資源 ごみ	空き缶	2回／月	指定袋	資源ごみ回収 ステーション	
	び ん 類	透明びん	2回／月		コンテナ
		茶びん			
		青緑びん			
		黒びん			
	ペットボトル	2回／月	ネット		
	プラスチック製容器包装類	2～3回／月	指定袋		
紙 類	新聞	数回／年	紙ひも	集団回収	
	ダンボール				
	雑誌				
	雑がみ				
有害 ごみ	スプレー缶	2回／月	コンテナ	資源ごみ回収 ステーション	
	蛍光管等	随時	BOX	拠点	
	乾電池類	随時	BOX	拠点	
	使い捨てライター	随時	BOX	拠点	
その他	粗大ごみ	随時	自己搬入	清掃センター	
	金属性粗大ごみ	1回／年	自己搬入	地区指定	

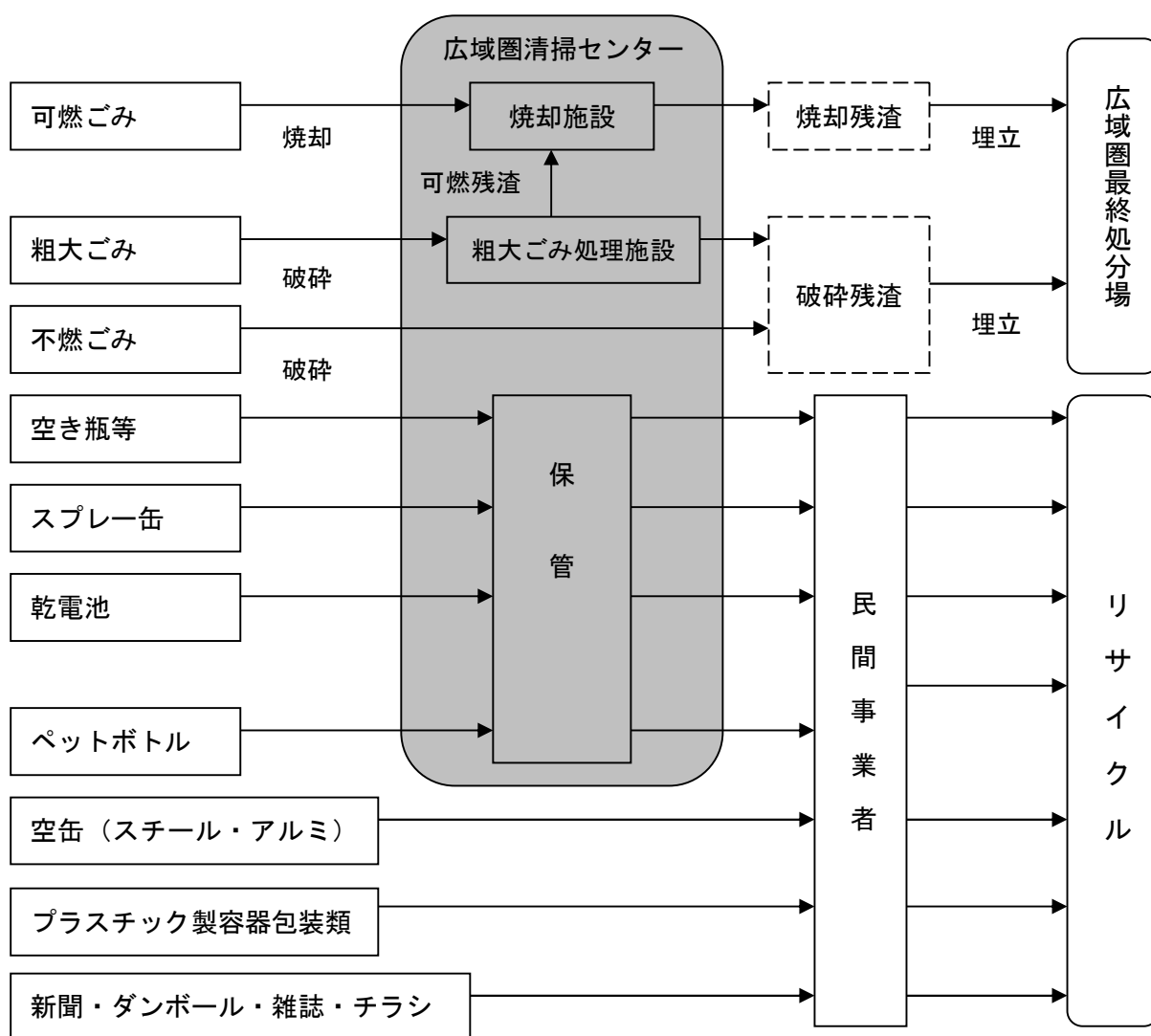
2 ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理フロー（令和2年度現在）を図2-1に示します。

本市では、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみについては、広域圏清掃センターに搬入し、焼却または破碎処理を行った後、残渣を広域圏最終処分場で埋立処分しています。

資源ごみのうち、ビン類やペットボトル、有害ごみのうち、スプレー缶や乾電池等は、一旦広域圏清掃センターに搬入した後、民間事業者へ委託してリサイクル処理を行っています。空き缶、プラスチック製容器包装類、新聞・ダンボール・雑誌・雑がみは、直接民間事業者の元へ運ばれ、リサイクルを行っています。

図2-1 ごみ処理フロー



第3節 ごみ排出量等の推移

1 ごみ排出量

本市における平成27年度から令和元年度までのごみ排出量を表3-1及び図3-1に示します。

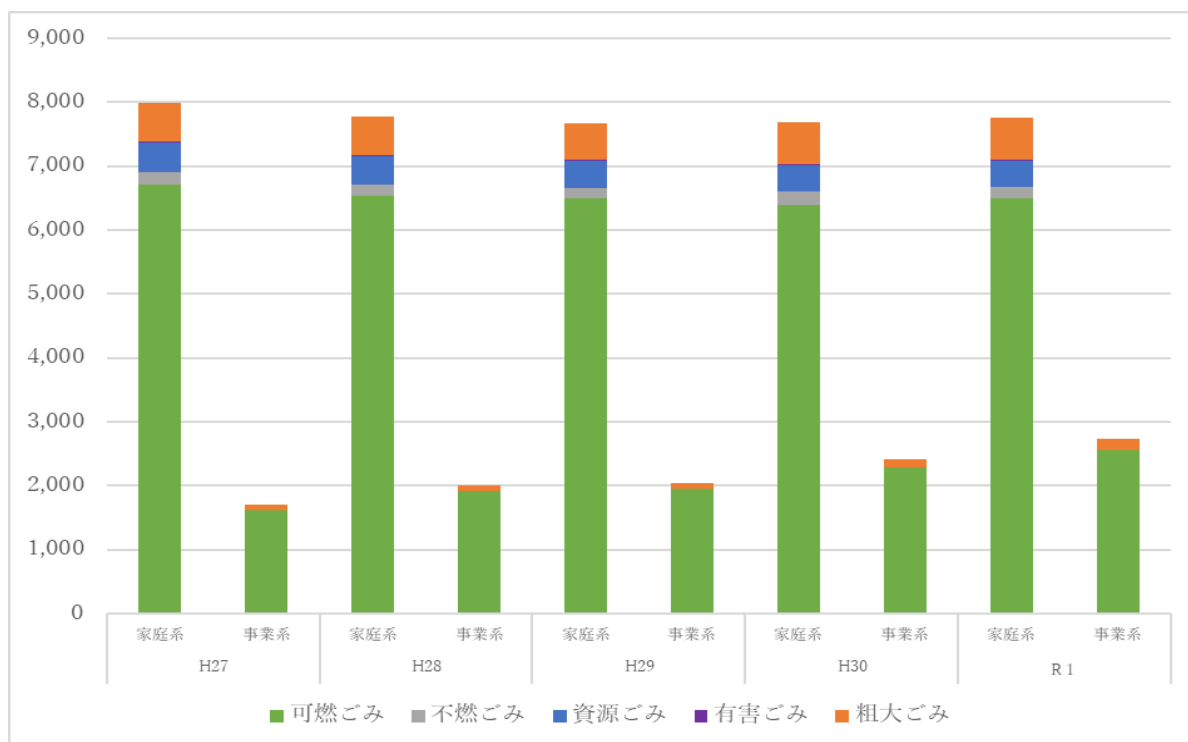
家庭系ごみは減少傾向にありますが、事業系ごみが年々増加している状況であり、全体のごみ排出量を増加させている原因となっています。

表 3-1 ごみ排出量

実績年度		H. 27	H. 28	H. 29	H. 30	R. 1
総人口 (人)		29,176	28,841	28,608	28,332	28,028
家庭系ごみ (t/年)	可燃ごみ	6,706	6,527	6,497	6,389	6,499
	不燃ごみ	200	180	161	205	177
	資源ごみ	466	444	423	417	400
	有害ごみ	17	17	16	18	19
	粗大ごみ	601	610	567	662	664
	小計	7,990	7,778	7,664	7,691	7,759
事業系ごみ (t/年)	可燃ごみ	1,609	1,921	1,950	2,294	2,557
	粗大ごみ	102	83	90	126	182
	小計	1,711	2,004	2,040	2,420	2,739
合計 (t/年)		9,701	9,782	9,704	10,111	10,498

資料：広域圏清掃センター報告データ

図 3-1 ごみ排出量



2 1人1日当たりのごみ排出量

本市における平成27年度から令和元年度までの1人1日当たりのごみ排出量を表3-2及び図3-2に示します。

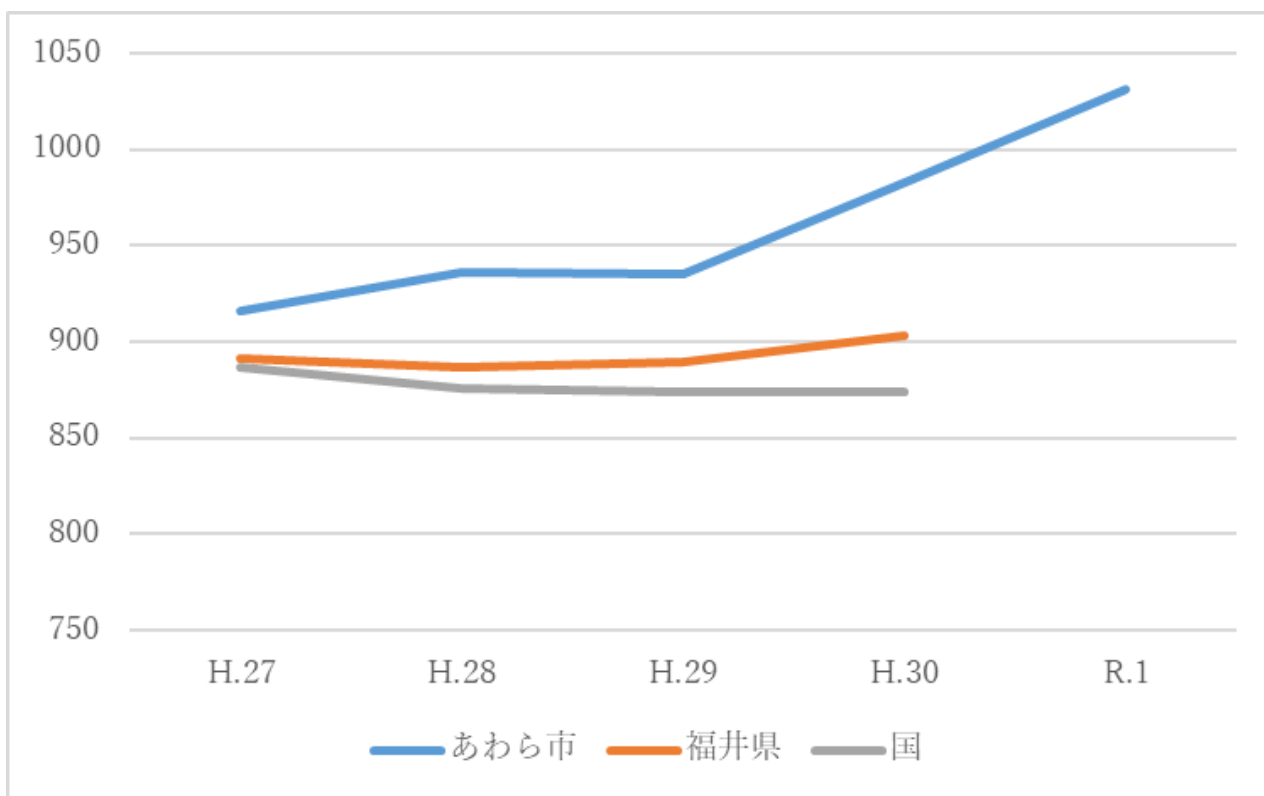
表3-1で示したとおり人口が減っているにもかかわらず、事業系廃棄物の増加により全体のごみ排出量は増えています。このことにより、あわら市の1人1日当たりのごみ排出量は増加しています。

表3-2 1人1日当たりのごみ排出量（国・福井県・あわら市）

年度		H. 27	H. 28	H. 29	H. 30	R. 1
あ わ ら 市	1人1日当たりのごみ排出量 (g)	918	936	935	983	1,031
福 井 県	1人1日当たりのごみ排出量 (g)	891	887	889	903	-
国	1人1日当たりのごみ排出量 (g)	887	876	874	874	-

資料：広域圏清掃センター報告データ、環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）

図3-2 1人1日当たりのごみ排出量（国・福井県・あわら市）



3 リサイクル率

本市における平成27年度から令和元年度までのリサイクル率を表3-3及び図3-3に示します。

本市のリサイクル率は、年度毎に大きく変化しており、平成29年度及び30年度については国や県のリサイクル率を超える高いリサイクル率となっています。

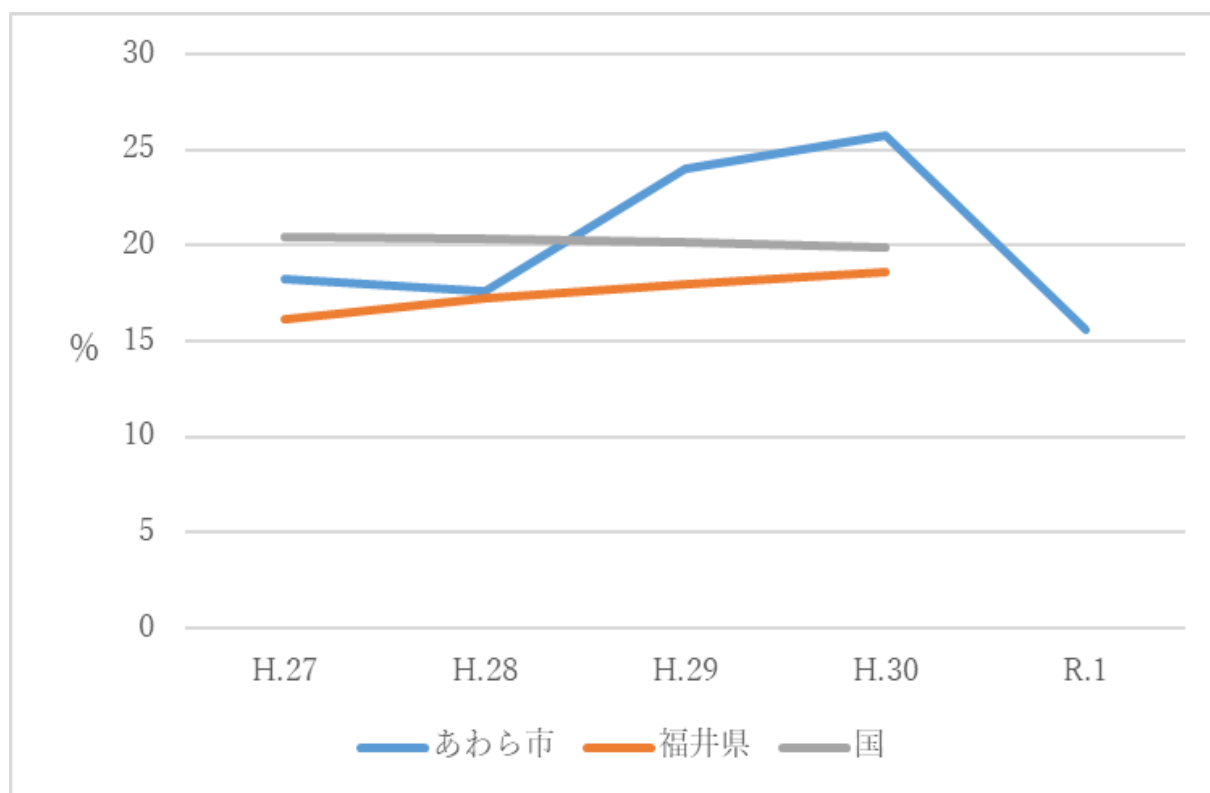
しかし、令和元年度については急激に下降しているため、更なるリサイクルの推進が必要とされます。

表3-3 リサイクル率（国、福井県、あわら市）

年 度		H. 27	H. 28	H. 29	H. 30	R. 1
あわら市	(%)	18.2	17.6	24.0	25.7	15.6
福井県	(%)	16.1	17.2	18.0	18.6	-
国	(%)	20.4	20.3	20.2	19.9	-

資料：環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）

図 3-3 リサイクル率（国、福井県、あわら市）



4 ごみ処理経費

本市におけるごみ処理に係る経費を表3-4に示します。

本市が負担するごみ処理委託料は、人件費、燃料費の上昇やごみの排出量などにより年々増加しております。

また、施設の老朽化対策として、H26年度～H28年度の3ヵ年にかけて15年間延命させる基幹的設備改良工事を行いました。今後、再延命化も検討されており、ますますごみ処理負担金が増加することが予想されます。

本市では、市民の皆様にご協力をいただきゴミの適正処理、資源化、減量化に取り組んでおりますが、増加するごみ排出量の削減のため、令和2年4月1日から市指定ごみ袋料金の改定を行いました。

表3-4 ごみ処理に係る経費

年 度			H. 27	H. 28	H. 29	H. 30	R. 1
収入	指定ごみ袋	(千円)	44,324	47,146	45,252	45,759	58,186
	特別集積地等	(千円)	12,860	12,210	12,082	11,896	11,918
	合計 ①	(千円)	57,184	59,356	57,334	57,655	70,104
支出	ごみ収集委託料	(千円)	123,769	125,516	126,311	129,408	131,690
	ごみ処理負担金	(千円)	213,027	145,606	182,586	194,866	199,425
	合計 ②	(千円)	336,796	271,122	308,897	324,274	331,115
一般財源 (②-①)		(千円)	279,612	211,766	251,563	266,619	261,011
人口 (人)	(人)	29,176	28,841	28,608	28,332	28,028	
世帯数	(世帯)	10,037	10,018	10,116	10,151	10,206	
ごみ排出量 (t/年)	(t)	9,701	9,782	9,704	10,111	10,498	
市民1人当たりの処理単価	(円)	9,584	7,343	8,793	9,411	9,313	
1世帯当たりの処理単価	(円)	27,858	21,139	24,868	26,265	25,574	
1t当たりの処理単価	(円)	28,823	21,649	25,924	26,369	24,863	

資料：環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）、あわら市財務データ

第4節 処理体制の現状

1 収集運搬の現状

(1) 収集範囲

市全域を対象としています。

(2) 排出方法・収集場所・収集回数

本市においては表2-1に示すとおりとなります。

また、集められたごみの運搬先は図2-1に示すとおりとなります。

(3) 収集運搬体制

本市が委託しているごみの収集運搬車両状況は、令和元年度で7業者、運搬車34台、積載量97tの運搬機材で実施しています。

家庭系ごみは、委託により収集運搬しています。

事業系ごみは、自己搬入もしくは許可業者により収集運搬しています。

(4) 一般廃棄物処理業許可

本市における一般廃棄物処理業許可業者の状況は、令和元年度で21業者、運搬車63台、積載量188tとなっています。一般廃棄物処理業許可については、あわら市又はあわら市が委託した業者において収集運搬・処分が困難と認められる場合のみ許可することとします。

2 中間処理施設及び最終処分場の現状

本市は、福井市・坂井市・永平寺町との3市1町で広域共同事業として、ごみの共同処理を行っています。

本事業では、昭和47年度にあわら市笹岡に清掃センターを建設し、昭和48年に破碎（粗大ごみ）処理施設が、昭和49年に焼却施設が操業を開始しました。その後、施設の老朽化により、平成2年度より新清掃センターおよび最終処分場の整備を行いました。

また、平成29年度からは10年間の長期包括運営委託により施設の管理を委託しています。

(1) 福井坂井地区広域町町村圏事務組合清掃センターの概要

- ・所在地 あわら市笹岡 33-3-1
- ・敷地面積 20,200 m²
- ・施設規模 焼却炉 74 t / 24h × 3 基 = 222 t
粗大ごみ処理施設 90t / 5h × 1 基 = 90t
- ・構造 鉄筋コンクリート造および鉄骨造
一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階・地下1階建て
- ・焼却炉形式 全連続燃焼式焼却炉
- ・破碎機形式 回転式破碎機
- ・公害防止装置 乾式有害ガス除去装置・ろ過式集塵機
- ・燃焼ガス冷却 自然循環ボイラ（ハーフボイラ）＋水噴射ガス冷却
- ・余熱利用設備 工場・事務所内等の冷暖房・給湯
- ・余熱利用施設 YONETSU-KAN ささおか（温水プール・風呂・冷暖房等）

(2) 福井坂井地区広域町町村圏事務組合最終処分場の概要

- ・所在地 あわら市御簾尾、矢地、笹岡地係
- ・敷地面積 41,300 m²
- ・埋立容積 231,000 m³
- ・埋立期間 30年間
- ・埋立廃棄物 焼却残渣、破碎残渣
- ・遮水壁規模 壁長 201.6m
- ・浸出水調整池 容量 9,700 m³
- ・洪水調整池 容量 19,100 m³
- ・浸出水処理施設
 設備規模 鉄筋コンクリート造
 処理能力 200 m³ / 日
 処理方式 Ca除去処理、生物処理（酸化・硝化・脱窒）＋凝縮沈殿＋砂ろ過＋活性炭＋減菌

3 処理・処分量の実績

福井坂井広域市町村圏事務組合清掃センターにおけるごみ処理の状況を表 4-1、図 4-1 に示します。

これによりますと、直接焼却量が 8,700 t / 年前後、粗大ごみ（破碎）処理量が 800 t / 年前後、資源化量が 300 t / 年前後で推移しています。

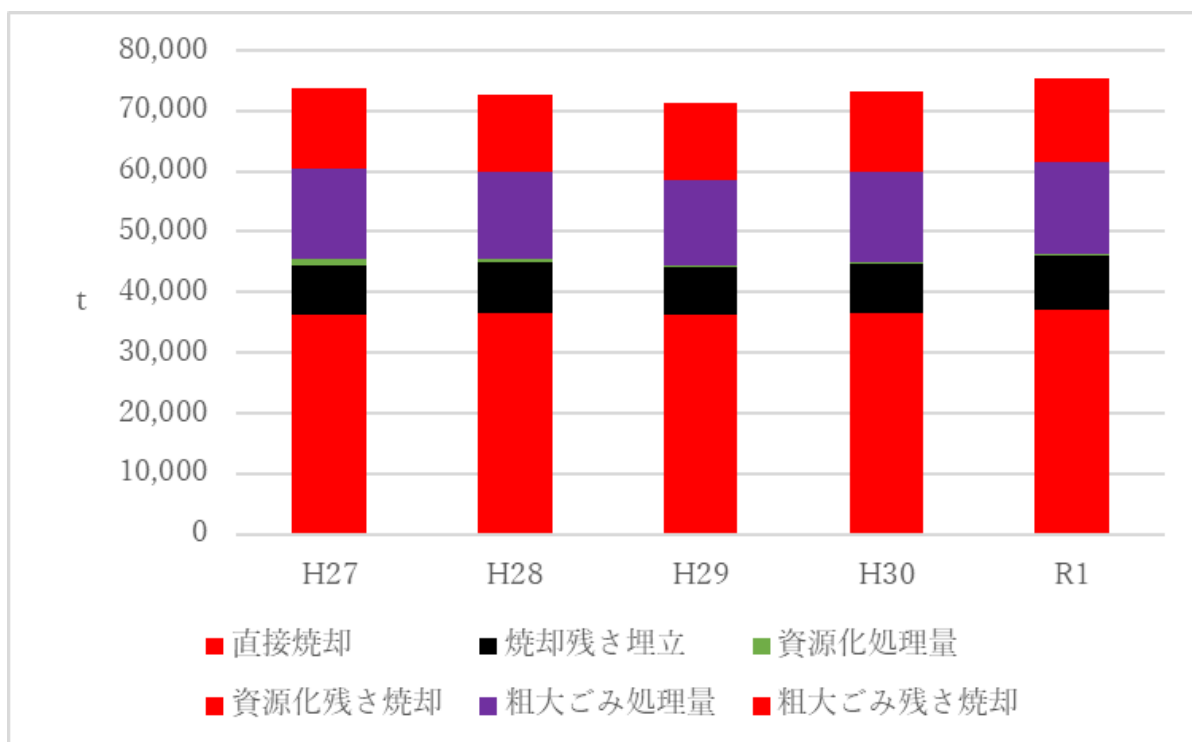
また、焼却残渣の埋立処分量は、1,400 t / 年前後で、最終処分量の約 97% を占めており、近年増加傾向にあります。一方、破碎処理後の処理残渣量は減少傾向にあり、平成 23 年度は 15 t / 年となっています。

表4-1 清掃センターにおけるごみ処理の状況

年度	焼却処理		資源化を行う施設		粗大ごみ処理施設		合計
	直接焼却	残さ埋立	処理量	残さ焼却	処理量	残さ焼却	
H27	36,375	8,054	1,021	12	14,948	13,218	73,628
H28	36,612	8,491	298	10	14,520	12,773	72,704
H29	36,402	7,792	235	22	14,162	12,576	71,189
H30	36,536	8,174	272	6	14,920	13,240	73,148
R1	37,014	8,993	298	11	15,103	13,816	75,235

図 4-1 清掃センターにおけるごみ処理の状況

赤＝焼却量、紫＝破碎量、黒＝埋立量



資料：清掃センター資料（一般廃棄物処理実態調査）

第5節 現状の分析

1 減量化の課題

(1) ごみ排出量の削減

本市のごみ排出量は、年々増加しており、その要因となっているのが事業系の一般廃棄物です。このことから、特に事業者に対してのごみ減量化の意識付けが必要と考えられます。

また、1人1日当たりのごみ排出量として見ても、国や県と比較して多いことから、減量化出来る余地は十分残されていることが分かります。

(2) 家庭系ごみの減量化の推進

本市におけるごみ排出量のうち約74%を家庭系ごみが占めます。

そのため、家庭系ごみのさらなる削減に向け、各種施策を推進していく必要があります。

特に、福井県が行った調査によると平成25年度には「食品ロス」が排出量の6%であったものが、平成30年度には2倍の12%になったというデータがあることから、食品ロス削減に力を入れると効果的と考えられます。

(3) 事業系ごみの減量化の推進

事業系ごみは、ここ5年の間に1.6倍に跳ね上がっており、対策を要しています。

新幹線工事の活発化等の原因が予想されますが、清掃センターと協力体制を築き、原因究明、対策立案を行っていく必要があります。

また、処理手数料について、今後の動向を注視し、適正な料金設定を検討していく必要もあります。

2 リサイクルの課題

(1) リサイクル率の向上

本市のリサイクル率をみると、国や県と比較しても高い水準を保っていましたが、令和元年度になってから急激に低下しています。

リサイクルについては意識付けが重要であり、低下を招かないためにも、イベント等を通じて常に啓発・周知を行っていく必要があります。

(2) 分別品目の見直し

可燃ごみの中には紙などの資源となる物が多く含まれています。また、プラスチックについても資源化出来るものが多く捨てられている現状です。

再生利用可能なものについては、分別品目を見直すなど、さらなるリサイクルの推進に取り組んでいく必要があります。

3 ごみの分別、収集・運搬体制の検討

現在、本市では19分別、6排出方法、5収集場所の体制になっています。

ごみの分別、収集・運搬体制については、効率的でかつ公平な収集・運搬体制に適宜見直しを行い、ごみの減量化とリサイクル率の向上に資することが求められます。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念・基本方針

基本理念 『美しい自然が守られ、安全で安心して暮らせるまち』

あわら市は、第2次あわら市総合振興計画後期基本計画の基本施策でもある循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化とリサイクルを推進するために、市民・事業者・行政の三者が共働して、資源循環のまちづくりを行っていきます。

● 基本方針1

「3+2Rの推進」

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、三者の協働により、Reduce（リデュース、発生抑制）、Reuse（リユース、再使用）、Recycle（リサイクル、再生利用）プラスRefuse（リフューズ、持ち込まない）、Repair（リペア、修理して使う）の5Rの取組を推進します。

その取組の優先順位は、①リデュース ②リユース ③リサイクル ④リフューズ⑤リペアとします。

● 基本方針2

「適正なごみ処理の推進」

生活環境を保全し、快適な生活基盤を維持していくために、法令に基づき、適正なごみ処理体制を確保します。

第2節 計画目標

1 計画の目標値

(1) 1人1日当たりのごみ排出量

本市における1人1日当たりのごみ排出量は、全国平均、福井県平均と比較すると、多い状況となっています。今後はさらなるごみの減量化を目指し、次の目標値を設定しました。

減量化目標

[計画目標年度]

(令和7年度)

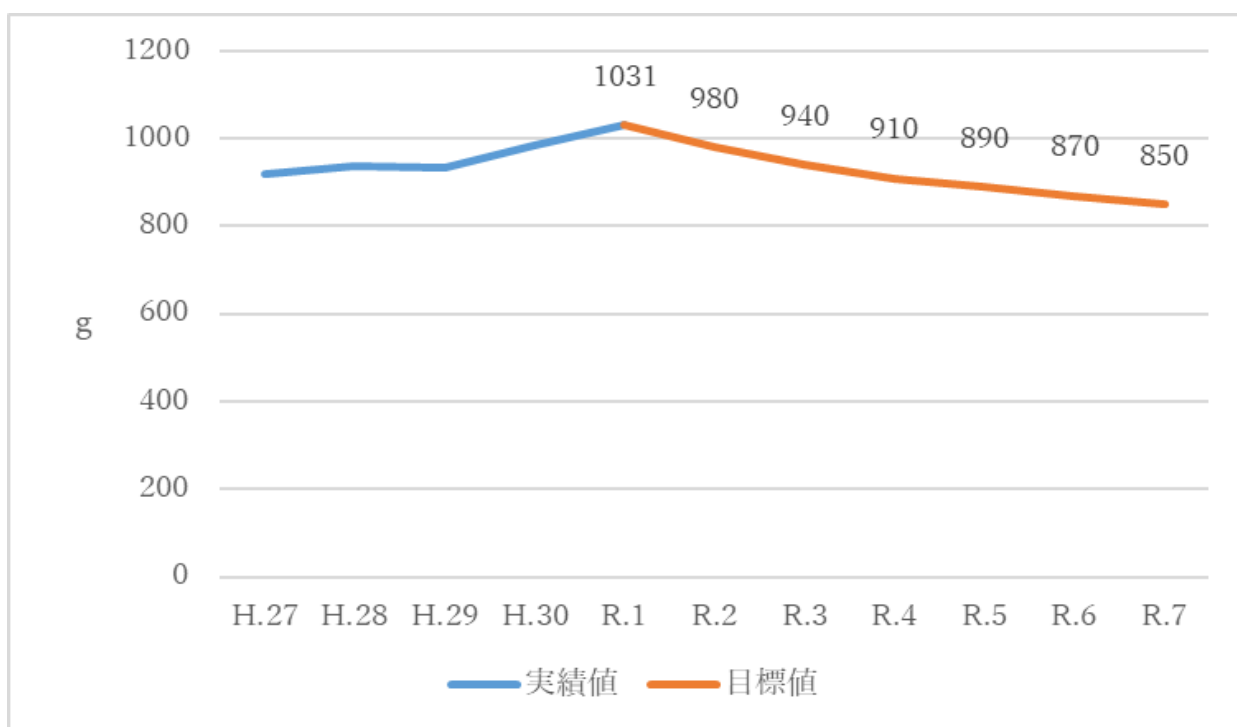
1人1日当たりのごみ排出量を850g以下とします。

[現況値]

(令和元年度)

1人1日当たりのごみ排出量は1,031gです。

図2-2-1 1人1日当たりのごみ排出量計画目標



(2) リサイクル率

本市におけるリサイクル率は、平成30年度までは高い数値を保ってきました。しかし、令和元年度から急激に下降しているため、リサイクル率の向上を目指し、次の目標値を設定しました。

リサイクル率の目標

[計画目標年度]

(令和7年度)

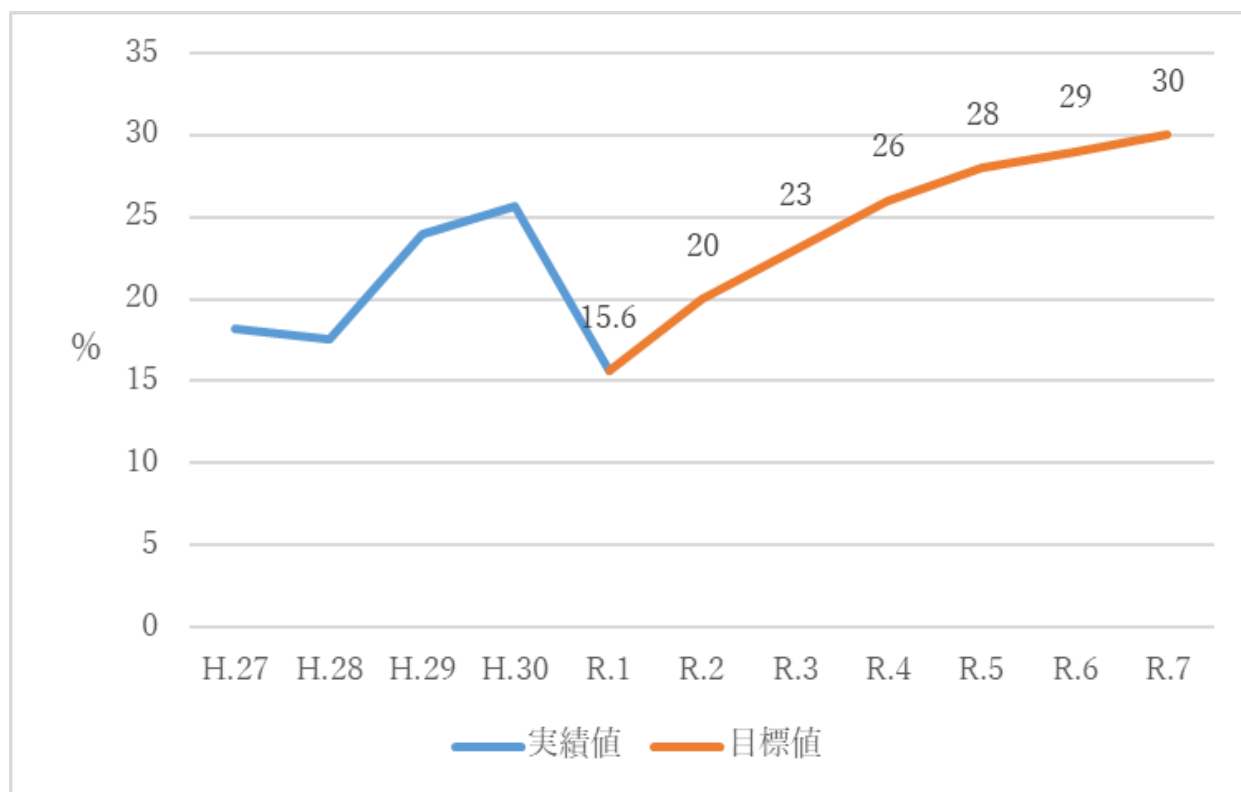
リサイクル率を30%以上とします。

[現況値]

(令和元年度)

リサイクル率は15.6%です。

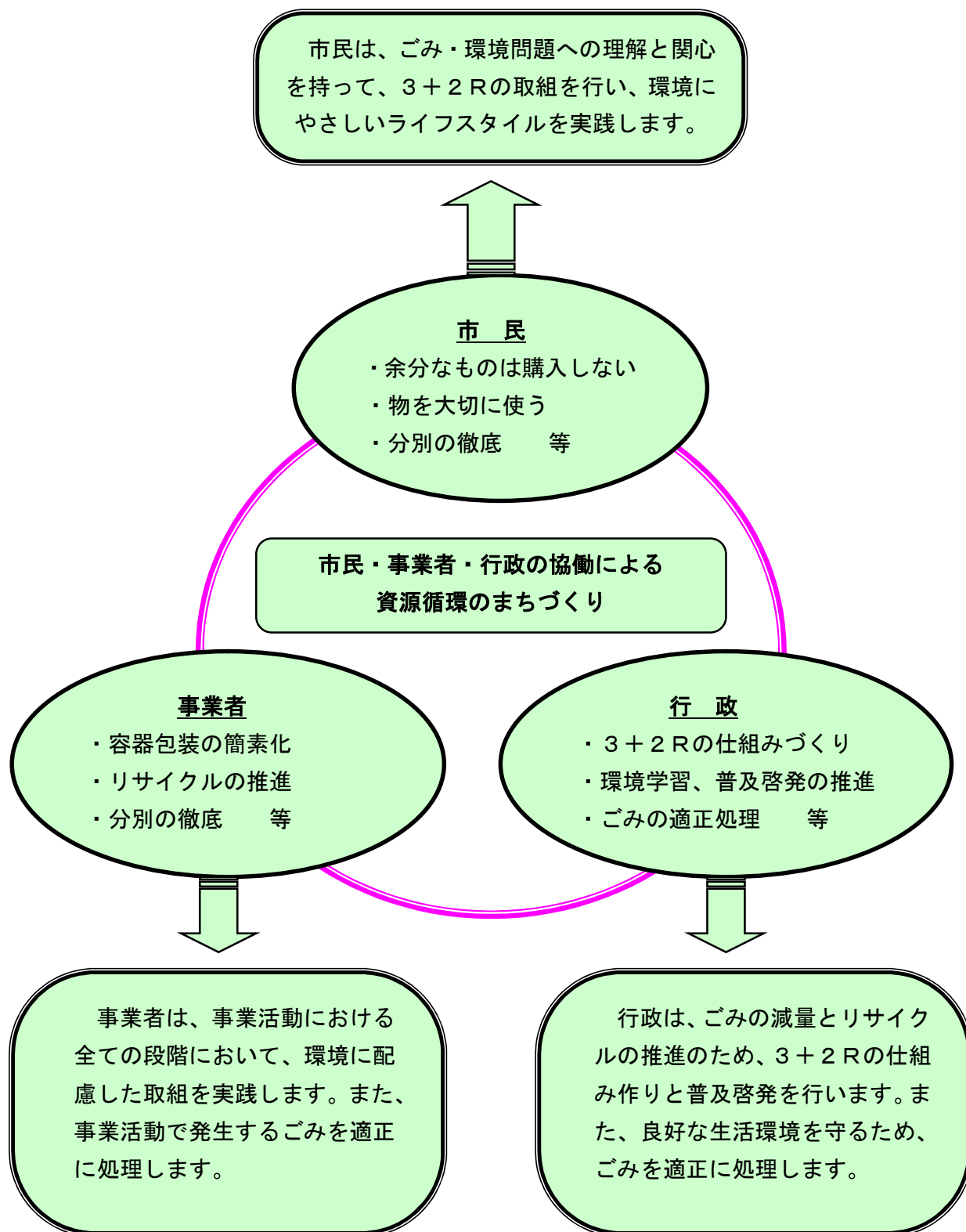
図2-2-2 リサイクル率の計画目標



第3節 市民・事業者・行政の役割

基本理念である『美しい自然が守られ、安全で安心して暮らせるまち』を実現するためには、社会生活のあらゆる場面において環境に配慮した行動が求められます。

そのため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解した上で、ごみ減量化や資源化に取り組むとともに、互いの協働によって資源循環のまちづくりを推進することが重要になります。

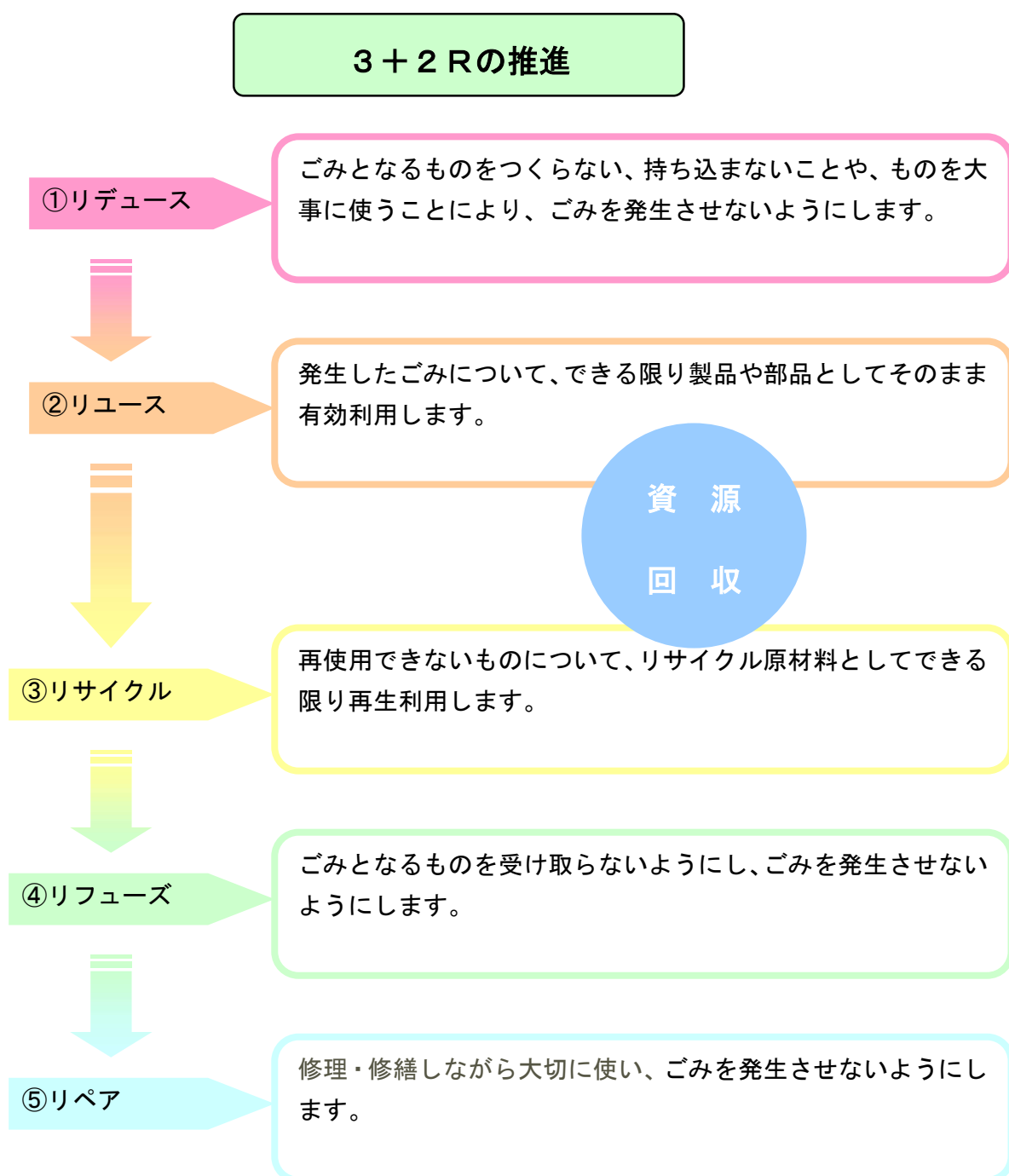


第4節 3+2Rに関する施策

基本理念である『美しい自然が守られ、安全で安心して暮らせるまち』を実現するため、3+2Rに関する施策を推進していきます。

3+2Rの中でも、「ごみを発生させない」ことが最も重要です。そのため、発生抑制に重点を置いて取り組み、その上で発生するごみについて、再使用や再生利用による資源化に取り組んでいきます。

これらを踏まえ、施策の優先順位は、①リデュース（発生抑制）、②リユース（再使用）、③リサイクル（再生利用）、④リフューズ（持ち込まない）、⑤リペア（修理して使う）とします。



1 3 + 2 Rの推進のための普及啓発・環境学習

ごみの発生を抑制するためには、市民や事業者がそれぞれの立場で廃棄物に対する理解を深め、ごみの発生抑制の必要性を認識することが大切です。

日々の生活において、現在のライフスタイルを見直し、豊かな環境を次世代に引き継ぐため、市民・事業者・行政の三者の協働により、3 + 2 Rと適正なごみ処理を推進し、限りある資源を有効利用していく「資源循環のまちづくり」を目指して、以下の普及啓発や環境学習を推進していきます。

(1) 普及啓発

市広報やごみガイドブック等の発行

市民の暮らしの中で実行できるごみ減量やリサイクルについて、市広報やホームページ等の環境啓発媒体による情報発信により、市民の自発的・実践的な行動を促進していきます。また、市内の全世帯に配布しているごみガイドブックを適時更新します。

出前講座やごみ分別説明会の開催

ごみの分別による減量化、資源化を推進していくため、ごみの現状について学習できる出前講座やごみの分別説明会などを開催し、市民がごみについて学ぶ機会を提供していきます。

情報提供のためのホームページの充実

ごみの正しい分け方・出し方、収集日程の情報に加え、ごみ処理状況、資源化の実績、資源化方法、不法投棄の防止等についてもホームページに掲載するなど、内容の充実を図り、市民のごみに関する理解を深めていきます。

家電リサイクル法等のリサイクル関連制度の周知

廃棄される家電製品等の適正処理とその中に含まれる有用な資源の再生利用を図るための家電リサイクル法等、リサイクル関連制度の周知を行います。

ごみ減量等推進員の協力によるごみ分別の周知

ごみの減量とリサイクルの推進を図ることを目的として、市と地域とのパイプ的な役割を担うごみ減量等推進員の協力により、ごみ分別の周知を図っていきます。

あわら市環境展による情報発信

環境技術を持つ企業、環境保全に取り組んでいるNPOなどの技術や活動の紹介の場として、また市民参画型のイベントとして開催する環境展において、3+2R推進のための情報発信を行います。

市民アンケートによる市民感覚の3+2Rの推進

市民からアンケートを募り、市民感覚のごみ減量、リサイクル提案を集約し、3+2R推進のアイデアとして活用していきます。

エコステーションの導入計画

資源ごみの受け入れ可能なエコステーションを導入し、住民サービスの向上、リサイクルの推進、また不法投棄の防止を図っていきます。

(2) 環境学習

小中学生を対象とした環境学習講座や施設見学の実施

ごみの分別やリサイクルの必要性など、環境問題に対する知識を深めるため、小中学生を対象とした環境学習講座や施設見学を実施します。

あわら市エコ市民会議による学習機会の創出と人材育成

環境に関する市民意識の高揚を図るとともに、家庭や地域で環境に配慮した行動が実践できるよう、あわら市エコ市民会議を通じて、学習機会を創出し、人材を育成します。

2 リデュース（発生抑制）

リデュースとは、ごみとなるものの発生自体を抑制することで、循環型社会を構築するためには最も優先すべき取組です。

例えば、「使い捨て製品や不要な物を購入しない」、「過剰な包装は断る」、「マイバッグを利用する」などがあげられます。

1 水切りの徹底

生ごみの多くを占める水分の減量化を図るため、ごみガイドブック等の広報媒体やごみ分別説明会を通じて、水切りの徹底を啓発していきます。

2 ごみを出さない消費行動の促進

買い物にマイバッグを持参したり、ばら売り・量り売りの商品や詰め替え用商品を購入するなど、ごみの減量化に配慮した消費行動を促進します。

3 事業者へのごみ減量指導、協力要請

事業系ごみの適正処理に向け、著しく多量の廃棄物を排出する特定事業者に対し、事業系一般廃棄物の資源化・減量化に関する計画書の提出を求め、また、必要に応じて事業所の戸別訪問により指導を行います。

4 事業者との協働によるごみ減量の推進

ごみの発生抑制、再使用及び再生利用に積極的に取り組んでいる市内の事業所を「あわらごみ減量等優良事業所認定」、「あわら市簡易包装推進協力店」等の制度を創設し、広く周知するとともに、環境に配慮した経済活動を促進します。

5 ごみ処理有料化の見直し

ごみ処理経費の公表によりごみ処理に要する費用の理解を得るとともに、ごみ排出量の動向を注視しつつ、排出者負担の原則を前提とした家庭ごみの処理有料化制度の見直しについて検討します。

6 食品ロス削減の取り組み

可燃ゴミの12%を占める食品ロスを削減していくことは、リデュース事業において大きな意味を持ちます。広報媒体を使用しての啓発活動はもちろんのこと、食品提供店等へ協力依頼や食品ロス施策の提案を通じて、食品ロス削減を実現していきます。

3 リユース（再使用）

リユースとは、使用済みの製品をその状態のまま再使用することで、ごみの発生抑制に次いで取り組むべき対策と位置付けます。

つまり、物を大切に使い、故障しても修理して使用（リペア）することがリユースの観点から重要です。

1 リユース食器の利用促進

公的行事においては、イベントごみゼロを目指し、「使い捨て食器」の利用を抑制し、「リユース食器」の利用を促進します。また、マイボトルやマイはし等の持参の取組を促進します。

2 フリーマーケット等のイベント情報の発信

市民団体・NPO等が開催するフリーマーケット等の情報を収集・発信して、不用品等の再使用を促進します。

3 不用品の再使用の促進

家庭で不用になっている物品の活用を図るため、市を通じて市民同士が物を譲り合える体制（リサイクルバンク）を整え、不用品の再使用を促進していきます。

4 リサイクル（再生利用）

リサイクルとは、新聞紙、雑誌及び段ボールなどの古紙から再生紙を作ったり、ペットボトルから繊維の原料を作るなど、資源や廃棄物を再生利用することで、もう一度資源として有効に利用することをいいます。

1 ごみの分別の徹底

ごみ減量等推進員による指導・啓発や自治会等のごみ分別説明会により、再生利用できるものが「可燃ごみ」、「不燃ごみ」に混入しないように、ごみの分別を周知徹底するとともに、効率的な再生利用が可能な環境整備を推進していきます。

2 グリーン購入の促進

リサイクルされた商品が購入（グリーン購入）されるため、市としても積極的に推進していき、リサイクル商品や取扱店舗の情報提供を行うことにより、リサイクル品の購入促進を図っていきます。

3 集団回収の推進

ごみの減量化及び資源の有効利用を図るため、生活の中から排出される再生利用が可能な資源物を回収する集団回収をさらに推進していきます。

4 食品廃棄物のリサイクル

食品リサイクル法に基づき、食品廃棄物の多量排出事業者に対して、食品リサイクルの誘導を行います。

5 剪定枝・刈草等のリサイクル

剪定枝や刈草等について、民間施設などを活用したチップ化や堆肥化を推進していきます。

6 紙類のリサイクル

古紙や紙製容器包装などの紙類について、新たな回収方法を構築し、再生紙などの原材料とすることで、さらなるリサイクルの推進を図っていきます。

7 布製品のリサイクル

布製品について、新たな回収方法を構築し、福祉団体等の協力を得ながら、さらなるリサイクルの推進を図っていきます。

8 資源物の店頭回収の拡大

資源物の店頭回収を積極的に取り組んでいる店舗を市のホームページに紹介するとともに、店舗及び取扱い品目が拡大されるよう推進していきます。

9 事業系ごみのリサイクルネットワークの構築

事業者間での不用品や再生資源の流通を促進するネットワークを構築し、ごみの減量化・資源化を図っていきます。

10 レアメタルなどのリサイクル

使用済小型家電機器等の再資源化の促進に関する法律の施行に基づき、携帯電話や小型家電等に含まれているレアメタル（希少金属）や再生資源として活用可能なものについて、回収方法を構築し、リサイクルの推進を図っていきます。

5 リフューズ（不要なものは受け取らない）

リフューズとは、スーパーのレジ袋を断りマイバッグを使用したり、レストランなどで割り箸を断りマイ箸を使用することで、ごみの発生を抑制することをいいます。

事業者と協力体制を築き、マイバック、マイボトル、マイ箸が気兼ねなく積極的に使われるよう推進していきます。

6 リペア（修理して長く使う）

リペアとは、衣類や家具などを修理・修繕しながら大切に使うことで、ごみの発生を抑制することをいいます。

長く使うコツや修理方法などを周知することにより、リペア事業を促進します。

第5節 適正なごみ処理に関する施策

1 分別・排出

(1) 現行の19分別、6排出方法、5収集場所を継続します。但し、状況の変化に応じ、分別品目の見直しを含め検討します。

(2) ごみの分別の徹底と適正排出を啓発します。

2 収集・運搬

(1) 家庭系ごみについては、現行どおり委託収集を継続し、2人乗車による収集を行います。

(2) 事業系ごみについては、排出量や分別区分等を勘案しつつ、許可制による特別集積地生徒を継続します。

(3) 新たな分別収集の必要性がある場合や、市民の要望に応じて適宜合理的に見直しを図っていきます。

3 中間処理

(1) 適正な運転管理による安定したごみ処理を行います。

(2) 適正な維持管理及び補修期間を確保するとともに、施設の予防保全の強化を図ります。

(3) 本市で中間処理を行うごみは、家庭及び事業所から排出された一般廃棄物としますが、特別管理一般廃棄物*1)、法で定める適正処理困難物*2)(スプリングマットレス除く)、及び家電リサイクル法に規定される対象品目*3)については、本市では行わないこととします。

(4) 産業廃棄物は、本市では原則処理しないこととします。

(5) 処理施設は適正な維持管理に努め、延命化を図るとともに、更新についても検討します。

*1)PCB 使用部品、ばいじん、燃え殻、汚泥、感染性廃棄物

*2)廃自動車タイヤ等

*3)エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機

4 最終処分

(1) 不燃ごみの減量や中間処理による再資源化・減容による最終処分の最小化を行い、現有処分場の延命化に努めるものとします。

(2) 近年の最終処分場を取り巻く情勢に留意し、適正な維持管理を継続して行うことにより、周辺環境の保全に努めます。

5 その他の適正処理対策

(1) 不法投棄対策

不法投棄対策については、福井県坂井健康福祉センターや警察等と合同で監視パトロールを行います。

また、区への防止看板の配付を通じて不法投棄を抑止していきます。

(2) 適正処理困難物等の対策

適正処理困難物については、製造・販売事業者による回収・引取を推進するとともに、各種リサイクル法等による適正処理を行います。また、市の処理施設で処理のできないごみについては、専門の処理事業者等を周知し適正処理を促します。

(3) 災害廃棄物対策

災害発生時には、被災による都市機能や市民生活の早期回復を実現するため、他の自治体や関係団体との総合的な支援連携強化に努めます。

また、関係所管課との協議により実現性のある災害廃棄物計画及びマニュアルを作成し、災害に備えます。

(4) 滞在者へのごみ対策

宿泊者、観光客等滞在者へごみリサイクルの協力を呼びかけるとともに、宿泊施設・飲食店における食べ物に関するごみの減量化を促進します。